買付け等の目的」欄に記載された事項を記載すること。

［(2)・(3)　略］

(4)　組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠

a　組織再編成対象会社の有価証券の所有者に割り当てられる有価証券の種類及び数又は算定方法（以下ａ及びｂにおいて「組織再編成に係る割当ての内容」という。）及び組織再編成に係る割当ての内容の算定根拠を具体的に記載すること。

また、組織再編成対象会社が発行者である有価証券の種類に応じて組織再編成に係る割当ての内容に差を設ける場合について、組織再編成に係る割当ての内容を異にすることとした考え方等の内容を具体的に記載すること。

［ｂ・ｃ　略］

［(5)～(7)　略］

(8)　統合財務情報

a　提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意(50)ａ(a)から(p)までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合には、同様式記載上の注意(50)ｂ(a)から(t)までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第 93 条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合、連結財務諸表規則第 94 条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。）により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第 129 条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下(8)において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。

なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。

組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。

b　［略］

［(9)・(10)　略］

第二号の七様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	平成　年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

欄に記載された事項を記載すること。

［(2)・(3)　同左］

(4)　組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠

a　組織再編成対象会社の有価証券の所有者に割り当てられる有価証券の種類及び数又は算定方法（以下この様式において「組織再編成に係る割当ての内容」という。）及び組織再編成に係る割当ての内容の算定根拠を具体的に記載すること。

また、組織再編成対象会社が発行者である有価証券の種類に応じて組織再編成に係る割当ての内容に差を設ける場合について、組織再編成に係る割当ての内容を異にすることとした考え方等の内容を具体的に記載すること。

［ｂ・ｃ　同左］

［(5)～(7)　同左］

(8)　統合財務情報

a　提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意(50)ａ(a)から(p)までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合には、同記載上の注意(50)ｂ(a)から(t)までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第 93 条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合、連結財務諸表規則第 94 条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。）により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第 129 条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下(8)において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。

なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。

組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。

b　［同左］

［(9)・(10)　同左］

第二号の七様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	平成　年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿